

大東市マスコットキャラクター着ぐるみ使用マニュアル

1 使用上の遵守事項

- (1) 着ぐるみの貸出しの承認を受けた内容のみに使用すること。
- (2) 着用すると視界が狭くなり、動きにくくなるため、安全対策として必ず補助者を1人以上付けること。
- (3) 第三者に譲渡または転貸しないこと。
- (4) 大東市及びダイトンのイメージを損なうような使用をしないこと。
- (5) 可能な限り汚損しないように使用し、使用しないときも良好な状態で管理すること。特に、頭部のとがった部分と、菊の花の部分は、破損しやすいので、注意すること。
- (6) 火気及び危険物の周辺で使用しないこと。
- (7) 雨天時に屋外で使用しないこと。
- (8) 着脱は、関係者以外の目に触れない場所で行うこと。
- (9) 着ぐるみ装着者は、装着中に発声しないこと。
- (10) 着ぐるみの使用により、着ぐるみを破損または汚損した場合には、使用者自らの責任と負担により修繕等を行い、原状復帰させること。
- (11) 使用終了後は、使用状況について、市に報告書を提出すること。
- (12) その他、市長が付した条件に従って使用すること。

2 その他の注意事項

- (1) 階段の場合、補助者が、「今何段目か」や、「あと何段あるか」などを伝える。
- (2) いたずらされたら、着ぐるみの代わりに補助者が、「ダイトンが痛いと言ってるよ!」などと言う。
- (3) 交代が必要な場合の合図を決めておく。
- (4) 食べ物や汁物を持っている子どもには、近づかない。
- (5) 使用時の気温や体調などを考慮して、適宜休憩をとり、交代するなどして無理のない着用をする。特に夏場においては、水分補給を十分に行うなど、暑さ対策をする。
- (6) 使用後は、風通しの良いところで陰干しし、十分に乾燥させてから返却する。
- (7) 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害または使用者が第三者に与えた損害その他着ぐるみの使用中に発生した事故等については、市は損害賠償その他の法律上の責任を一切負わない。